

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり原判決を訂正し、後記2のとおりに当審における控訴人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」の第3の4から6までに記載のとおりに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 26頁5行目から10行目までを次のとおり改める。

「しかも、夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要性が当然になくなるものではないと解されることからすれば、早期に父子関係を確定して身分関係の法的安定を保持することに係る利益と生物学上の父との間の父子関係と法律上の父子関係とを一致させることに係る利益（嫡出否認に係る利益）とでは、前者が優位な関係に立つとみるべきである。」

(2) 26頁11行目から30頁20行目までを次のとおり改める。

「ウ イに照らせば、嫡出否認権の行使は、これを認めるにしても、限定的、謙抑的であることが望ましいことになる。そこで、嫡出否認に係る利益について具体的にみると、夫に嫡出否認権が付与されるのは、夫が嫡出推定により形成される父子関係の当事者であり、父子関係が形成されることにより扶養義務を負い、子が自らの相続人の地位におかれるなど直接の法的権利義務関係が生じる立場にあるからであると解される。すなわち、夫には、嫡出否認によって父子関係から生じる扶養義務を免れ、子を自らの相続人の地位から排除するとの直接的な利益がある。これに対し、妻は、父子関係の当事者ではなく、嫡出推定により直接の法的権利義務関係が生じるものではない。妻には、生物学上の父との間で子について共同親権者となる利益があるとしても、これは、自らが子の親権者となって夫と離婚し、さらに、生物学上の父と婚姻し、子に養子縁組をさせるという形でも達成することはできる。嫡出否認が認められた場合と差異があるとはいえ、夫の場合には、扶養義務を免れ、子を自らの相続人の地位から排除するのと同様の効果を生じさせる措置はない。そもそも、嫡出推定が及ぶ期間に夫以外の生物学上の父が生じる機会を管理できる可能性をみると、(3)ア(ハ)でみたとおり、夫は、妻が他の男と性交渉を持ち、懐胎することを事実上阻止し得ないのに対し、妻は、懐胎の時期を選択することによってこれを管理することができる。 そうすると、早期に父子関係を確定して子の身分関係の安定を図るという嫡出推定の制度趣旨の下で、限定的、謙抑的に嫡出否認権の行使を考えるとすれば、夫と妻でみる限り、嫡出否認権を夫にのみ認めるという区別には、直接の法的権利義務関係の有無、夫以外の生物学上の父を生じさせる機会の管理の可能性の有無という点で、一応の合理性がある というべきである。

エ 次にこれを子についてみると、子は父子関係の一方の当事者であり、生物学上の父との間に法律上の父子関係を築くことに係る利益として、よりよい扶養環境を得ることや生物学上の父の相続人の地位を取得することがあるとともに、生育過程における精神的な安定も考えられる。 もっとも、子は、出生直後及び主に未成熟子の期間は、専ら養育の対象であるから、子に嫡出否認によって直接の法的義務を免れる利益は通常は考えられない。そ

して、少なくとも、よりよい扶養環境を得ることや生物学上の父の相続人の地位を取得すること自体は、ウでもみた養子縁組という方法によっても達成は可能である。さらに、子は、出生後間もない時期においては嫡出否認権を行使で認めるという区別に一応の合理性があるといえることができる。

オ (2)エで触れたとおり、生物学上の父との間の法律上の父子関係を築くことに係る子や妻の利益は、婚姻及び家族に関する法制度の在り方を検討する上で考慮すべき利益といえる。嫡出否認権が行使できないことにより、父(夫)との間の法律上の父子関係を否定できず、妻や子が、場合によっては上記父子関係を前提として父(夫)から不当な要求を受けるなど大きな不利益を受けることもあり得る。したがって、夫にのみ嫡出否認権を認める制度に合理性があるからといって、妻や子に嫡出否認権を認めることが不合理となるものではない。しかし、妻や子に嫡出否認権を認めるかどうか、認めるとしてどのような制度とするかは、婚姻及び嫡出推定を含めた家族に関する制度設計の在り方の問題であり、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえた、国会の立法裁量に委ねられるべき問題と考えられる。」

(3) 30頁21行目の「エ」を「カ」に、同行目の「上記」から31頁1行目の「いうことができる。」までを「以上のとおり、」にそれぞれ改める。

(4) 31頁11行目の「オ」を「キ」に、16行目の「カ」を「ク」にそれぞれ改める。

2 当審における控訴人らの主張に対する判断

(1) 控訴人らは、夫にのみ認められる嫡出否認権は夫に付与された特権である、嫡出推定規定の「早期に子の法律上の父を推定することで、子の保護を図る」側面からみても、「血のつながりを守る制度」としての側面からみても、妻や子に嫡出否認権を一切保障しないことに合理的な理由は存在しない旨主張する。しかし、妻との関係でみても、子との関係でみても、夫(父)にのみ嫡出否認権を認めるという区別に合理性があることは、訂正後の原判決「事実及び理由」第3の4(5)で説示するとおりである。

控訴人らは、DNA技術と医療技術の発達により嫡出否認権の行使を制限的に夫にのみ認められた民法制定当時の根拠は失われたとも主張する。しかし、父子関係の確定は科学的な判定にのみ、又は科学的な判定に主として委ねられるものではない。技術の発達は、国会の立法裁量における考慮要素の一つにすぎない。

よって、控訴人らの主張はいずれも採用することができない。

(2) 控訴人らは、妻や子に嫡出否認権が認められていないため、多数の無戸籍児が生まれ、重大な人権侵害が生じている旨主張する。

しかし、DV等で夫と接触したくないため出生届を提出しないといった事案では、正に嫡出推定が及ぶことが出生届を提出しない原因とされている(甲34の参議院総務委員会におけるb議員の発言内容、甲77の名古屋家庭裁判所委員会における委員長の発言参照。なお、控訴人らが甲号証で指摘する国会の審議では、民法772条2項の「300日規定」に関する議論が多く行われており、これも嫡出推定の問題である。)。仮に妻や子に嫡出否認権が認められたとしても、父子関係の当事者である夫と全く没交渉のまま嫡出関係が否定できるとは考えられず、妻や子に嫡出否認権を認めることで無戸籍となるのを防ぐことができるのは一部にすぎないというべきである。また、本件の控訴人Dをみても、夫の暴

力は一定程度続いていたものと推測され、一方、暴力を継続的に振るうことが離婚原因となることは争いが無い。そうではあっても、控訴人Dが離婚手続をとることができなかつたのであれば、それは実体法の問題ではなく、そのような妻に寄り添った離婚訴訟提起等への支援という訴訟手続上の問題であったと考えられる。無戸籍児の問題は、戸籍、婚姻、嫡出推定及び嫡出否認等の家族制度をめぐる制度全体の中で解決を図るべき問題であって、無戸籍児の存在を理由に、夫にのみ嫡出否認権を認める本件各規定を憲法14条1項、24条2項に違反するということとはできない。

(3) 控訴人らは、平成26年判例は、現在の嫡出推定制度と嫡出否認制度について法改正が求められる状態であることを明らかにしたものであると主張する。しかし、平成26年判例は、「民法772条により嫡出の推定を受ける子につきその嫡出であることを否認するためには、夫からの嫡出否認の訴えによるべきものとし、かつ、同訴えにつき1年の出訴期間を定めたことは、身分関係の法的安定を保持する上から合理性を有するものということができる」と判示し、夫にのみ嫡出否認権が認められることの合理性を肯定している。平成26年判例を理由に、夫にのみ嫡出否認権を認める本件各規定が憲法14条1項、24条2項に違反することを基礎付けることはできない。